

令和 7 年度第 1 1 回

下松市農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 1 0 日（火） 1 0 時から
下松市役所 4 階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和7年度第11回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年2月10日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（8人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席（0人）

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（5人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治

・欠席（1人）

6番 本村 学

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）

議案第2号 現況確認書について（調整区域）

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 現況確認書について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄

書記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第 11 回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より 2 月の定例総会を開催いたします。農業委員の欠席はございませんので、出席委員は 8 名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第 7 条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。本村学推進委員は欠席です。 それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と藤田善江委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 それではよろしくお願い致します。
事務局	議案書 1 ページをご覧ください。議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）です。事務局から説明します。申請は 1 件です。対象土地は 1 筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●番●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地区域外で、面積は 1, 4 8 5 m ² です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●さん、内容は使用貸借で、利用権の更新になります。期間は令和 8 年●月●日から令和●●年●月●●日までの●年間です。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
議長	藤井清隆推進委員、お願いします。
藤井(推)委員	はい。場所は 4 ページにあります。●●●を上がって行った、細長い左側の小高い所に田んぼがあります。●●さんと 2 月 4 日に面談しまして、●●さん自身は 5 件の田を受けておられるようでして、自分が作らないと●●の田んぼが全部原野になってしまうので、辛抱しながらでもやっているということでした。私も毎日通勤でこの田んぼを見ておりますが、普段から管理をしっかりされておりますので、今後も問題ないと思います。以上でございます。
議長	藤井清隆推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 私のほうから付け加えます。これは●●の地域にある土地ですけど、●●さんは●●を愛されて、これ以外にも 1 町 2 反くらい作られていると思います。高齢ですが、こういう人が地域を守ってくれていることに非常に感謝しております。この案件については特別問題ありませんが、これから先どうなるのか危惧しております。こういう方を少しでも長く現状維持していただくように行政も支援をしていただきたいと思いますところですので。以上です。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第 1 号 受付番号 1 番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
	はい。全員でございます。議案第 1 号受付番号 1 番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。
事 務 局	議案書 5 ページをご覧ください。議案第 2 号現況確認書（調整区域）、市街化調整区域についてご説明いたします。申請は 3 件です。 それでは受付番号 1 番について説明します。対象土地は 1 筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●番、地目は登記簿原野、農振区分は農用地区域外、面積は 5 4 8 m²、所有者は●●●さんです。非農地として認定して良いかの承認となります。非農地の事由は昭和●●年に田から原野への地目変更登記されておりますが、少なくともそのころから農地として利用していないとなっております。調査報告は貞久晋推進委員です。よろしくお願いします。
議 長	貞久晋推進委員、お願いします。
貞久(推)委員	はい。調査報告をいたします。場所は 6 ページの左側になります。●●という集落なのですが、現在は廃村です。誰一人住んでおりません。5、6 年前は 1 軒あったようです。ここ一年こういう調査で行きましたところ、全く人が住んでおらず寂しいところです。●●●●●●の●●交差点から●●●方向に向かった中間地点くらいから左方向に入る小道があるのですが、その山のとっぺんが●●地区となっています。現状なのですが、添付書類、写真の 1、2 ページとなっています。写真のように完全に田の形もないですし、そうかと言って山、杉、檜も植えておられないところで、登記簿通りの原野と確認してまいりました。以上報告を終わります。
議 長	貞久晋推進委員、ありがとうございました。 次、事務局お願いします。
事 務 局	それでは受付番号 2 番について説明します。対象土地は 1 筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●番●、地目は登記簿畑、農振区分は農用地区域外、面積は 7 2 5 m²、所有者は●●●●さんです。非農地として認定して良いかの承認となります。申請地は 2 0 年以上耕作しておらず、現在山林化しているとのことです。受付番号 3 番も近いところですので一緒によろしいでしょうか。
議 長	はい。
事 務 局	それでは受付番号 3 番についても説明します。対象土地は 1 筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●番●、地目は登記簿畑、農振区分は農用地区域外、面積は 1, 2 0 1 m²、所有者は●●●●さんです。非農地として認定して良い

		かの承認となります。申請地は20年以上耕作しておらず、現在山林化しているとのことです。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願いします。
議	長	近藤政司委員、2番と3番お願いします。
近	藤 委員	それでは報告いたします。1月26日に現地に行ってみいました。なかなか探すのに苦労しました。●●●●●から降りて道を200mくらい歩いて行きますと、●●●●からちょっと上に上がる道ができておりまして、そこから上がると写真の3ページの竹藪が目に入りました。20年も耕作されていないので、写真のような状態ですので、非農地と認定いたします。ご審議よろしくお願いします。
議	長	近藤政司委員、ありがとうございました。 ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。大本委員。
大	本 委員	7ページの、対象のところがマークされていますが、そうではないところで、この辺も山ではないかと思うのですが、そこは農地ではないのではないですかね。
近	藤 委員	そこは農地ではなしに、皆山です。
大	本 委員	農地ではなければ、その隣の●●●●―●や●●●●―●とか、非農地で申請しなければいけないのではなかという質問です。その地目が農地かどうか分かりませんが。現状は。
事	務 局	手元に現状の資料がございませんが、今回の申請はあくまでも対象地ということで判定をしていただくということになっております、現状はまた確認します。
議	長	私のほうから。ここは●●の●●●●●がありますよね。その●●の少し下がったところなのですが、ほとんど●●●●●全体を含めて田んぼはほぼないです。作っておられる方は1人もおられません。復元可能な農地が1か所だけあるような状態です。ここも特に、耕作する意欲もなければ、歳を取られて行くこともできないような状態の農地です。昔は随分畑や田んぼを作られておられましたけれど、水が非常に無い所ですから、田んぼを作っても作れないという状況で、昭和●●年代からほとんど作られておらず、結局竹藪になったわけですが、どこも一緒ですが、特に●●は酷いというふうに思います。そういう状態で地目を変えて何に利用されるのか分かりませんが。
大	本 委員	何か利用されるから出てきたのでしょうかね。

議	長	上の●●●●●が●●●●●を作られておられますからそれを拡張して利用するかは分かりませんが。
近 藤 委員		下の道からはちょっと上がる道はないですね。
議	長	いずれにしても将来開発される見込みもない土地ですから、この際地目を変更して何か利用する当てで申請が出たのだと思います。 それともう1件、●●ですけれど、地元の人は行かれたことはあるかもしれませんが、ほとんどの方は行ったことがないと思います。30年くらい前はまだ2、3軒家がありました。それで●●●●●が出来た後に●●全体の人口数が減ったわけですが、ここは完全に消滅部落になりました。田もたくさんあったのですが、田を作る方も1人もおりません。今はカヤの野原になって鹿が草を食べて、たまに熊も通る。そういう状態の所です。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番、2番、3番についてはこれを非農地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全 員 挙 手) はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番、2番、3番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。
事 務 局		議案書9ページをご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、届出が1件ございました。 続きまして議案書10ページをご覧ください。報告第2号、現況確認書について(市街化区域)ですが、届出が2件ございました。 添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。 報告事項は以上です。
議	長	はい。以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他について何かありますか。 皆さまがたのお手元に、ご承知と思いますが、農業委員の改選の締め切りが3月6日になっておりますので、意欲のあるかたは、そのまま申請をしていただきたいと思います。 他に何かありますか？事務局。
事 務 局		前回総会で利用権設定の案件で話題になった、市街化調整区域で家を建てるということについての説明をしたいと思います。 (説 明)

議

長

以上です。

調整区域内においては過疎が進行し、農地は荒廃して、見るも無残な状態になっている所が沢山あります。下松市は昭和45年に都市計画決定をし、市街化区域と市街化調整区域の線引きをしました。その結果、半世紀経っておりますが、ほとんど変わっておりません。変わった所と言えば、●●と●●●の一部です。逆に見ますと、●●や●●●や●●、●●も見る姿もないほど、昔の活気は全くありません。家は沢山ありますけど、空き家になっています。子供も少なくなり、たったの30年、35年で変わっていったわけです。これを農業委員会はどうすることもできないですが、耕作放棄地が増えたわけです。下松市は約400ha作れる農地があるという風に発表しておりますけれど、農家も980世帯くらいあると言われておりますが、それは数字上の話で、実際は120ha弱、水稻は約7,000俵くらいの生産量しかないわけです。食料の自給率から考えても、下松市は農業に対する意欲は失われたのではないかなという気がしてなりません。この調整区域を緩和できないかと前市長にも申し上げたことはありますが、今日まで延々として線引きの変更はされております。また今後もないというふうに思います。そうしたことから、寂れる地域をこれから市はどういう風に考えているかよく見えませんが、この調整区域の緩和と言いますか、法律の改正は、●●●辺りでは条例改正をしております。その条例改正をすれば調整区域でも家を建てられるという一つの方法がありますが、市のほうは非常に難しいというふうに言っておりますので、この調整区域が下松市の発展のネックになっているということは間違いありません。調整区域に少しでも家が建てられれば少しは活性化につながるであろうという期待はしますけれど、以上です。他に何かありますか？

事務局

事務局からは特に付け加えることはございません。個別に相談がございましたら事務局経由で担当課におつなぎします。

議

長

金藤哲夫推進委員。

金藤(推)委員

次回の一般質問で、農林業についての質問をすることにしてあります。今会長が言われたことを即座にぶつけて回答を引き出したいというふうに思っております。

議

長

はい。これで2月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長 清水 亨

署名委員 内山 禮介

署名委員 藤 田 善 江